

産科事故 報告書公表は必然 加藤高志・弁護士

読売新聞「論点」2019..2..8

出産時の事故などで重度脳性まひとなった子どもに補償を行う「産科医療補償制度」が、2009年1月にスタートしてから10年たった。

これまで約2600人が、介護費用などとして合計3000万円を支給されることとなった。

個人に対する金銭面の支援だけではない。この制度には、各事例の原因分析や、再発防止策の検討を通じて産科医療の質の向上に寄与するという役割もあり、社会に貢献してきた。

原因分析は、産婦人科医、小児科医、助産師、弁護士らが議論し、報告書にまとめる。それは一定のルールに沿って公表され、同じような事例が繰り返されないための教訓となっている。

個人や医療機関が特定されない書き方の「要約版」は、インターネットのサイトで誰でも見ることができ、「詳細版」も、研究目的で申請して認められれば、個人情報黒塗りして開示される仕組みだ。

ところが昨年8月、「要約版」のサイトでの掲載が停止された。

制度を運営する日本医療機能評価機構に対し、関係者から、個人情報保護法に抵触する可能性が指摘されたためという。

個人情報保護法は、個人が特定できる情報を、本人の同意なしに第三者へ提供するのを禁じている。ただし、報告書は個人が特定されない形で開示されており、問

13 解説 13S B 2019年(平成31)

論点

産科事故報告書公表は必然



加藤 高志氏

弁護士。日本小児科学会倫理委員会委員。産科医療補償制度原因分析委員や日本弁護士連合会人権擁護委員長などを務めた。57歳。

出産時の事故などで重度脳性まひとなった子どもに補償を行う「産科医療補償制度」が、2009年1月にスタートして10年たった。これまで約2600人が、介護費用などとして1人当たり合計3000万円を支給されることとなった。個人に対する金銭面の支援だけではない。この制度には、各事例の原因分析や、再発防止策の検討を通じて

産科医療の質の向上に寄与するという役割もあり、社会に貢献してきた。原因分析は、産婦人科医、小児科医、助産師、弁護士らが議論し、報告書にまとめる。それは一定のルールに沿って公表され、同じよ

うな事例が繰り返されないための教訓となっている。個人や医療機関が特定されない書き方の「要約版」は、インターネットのサイトで誰でも見ることができ、「詳細版」も、研究目的で申請して認められれば、個人情報黒塗りして開示される仕組みだ。

ところが昨年8月、「要約版」のサイト掲載が停止された。制度を運営する日本医療機能評価機構に対し、関係者から、個人情報保護法に抵触する可能性が指摘されたためという。個人情報保護法は、個人が特定できる情報を、本人の同意なしに第三者へ提供するのを禁じている。ただし、報告書は個人が特定されない形で開示されており、問

題ないはずだった。

だが、17年に全面施行された改正法の第三者提供に関する解釈について、政府の個人情報保護委員会は、日本製薬工業協会からの質問を受け、「情報提供元の事業者において他の情報と容易に照合でき、それにより個人を識別できる」場合、個人情報に当たると回答した。これを理由に関係者は『要約版』は個人情報に当たると指摘したようだ。

その後の検討で、機構は、個人情報に当たるかどうかはさておき、このケースは法の例外規定に当たり、「同意取得を必要とせず、『要約版』を公表できる」という判断に至った。にもかかわらず、最終的に、保護者や医療機関が同意しなければ、サイトに掲載しない方針を決めてしまった。

法律上は問題ないと確認されたのに、法的根拠もなく同意を取得することにしたのは、公表に反発するごく一部の医療機関に忖度したのか、合理的な結論とはいえない。個人情報保護の過剰反応ではないか。

とりわけ問題なのは、医療機関の同意まで必要としたことだ。医療機関は個人ではなく、筋違いである。「要約版」には、個人や医療機関を特定できる事項はない。公表しても、個人情報保護の観点から支障が生じるとは考えにくい。

たとえ同意が得られず「要約版」がサイトに掲載されなくても、開示請求の手続きをとれば、「詳細版」は入手できるが、それには手間も費用もかかり、ためらう人もいるだろう。原因分析で得られた知見は社会の財産である。「要約版」がいつでも見られる状態であってこそ、それを広く社会で共有できる。

「要約版」の全面的な公表へと、速やかに舵をきるよう求めたい。